

許認可等の内容	医療費の助成		
根拠法令及び条項	鳥取市特別医療費助成条例第3条第1項		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	2 月	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 次の要件に該当する者の療養又は医療に要する費用のうち、条例第3条第2項に規定する額を条例第2条第2項に規定する法令の規定により被保険者等が負担することとなる費用（法令の規定により支給される附加給付金があるときは、これを控除した額とする。）について助成する。 1 市内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する者を含む。）であること。 2 生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者及び3の(7)から(11)までに掲げる者のうち 70 歳以上の者を除く。 3 上記1及び2のほか (1) 条例別表第1号については、1級又は2級と記載された身体障害者手帳を交付されている者であって、前年の所得の額がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて別表に定める基準額に満たないものであること。 (2) 条例別表第2号については、児童相談所又は知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定された者であって、前年の所得の額がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて別表に定める基準額に満たないものであること。 (3) 条例別表第3号については、1級と記載された精神障害者保健福祉手帳を交付されている者であって、前年の所得の額がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて別表に定める基準額に満たないものであること。 (4) 条例別表第4号については、条例施行規則別表で定める疾病にかかっている同表に定める者であること。 (5) 条例別表第5号については、次のすべてに該当する者であること。 - ア 配偶者がなく、かつ、18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している者及び児童 - イ 前年の所得により所得税を納める義務のない者 (6) 条例別表第6号については、18歳に達した日の属する年度の末日以前の者であること。 (7) 条例別表第7号については、3級又は4級と記載された身体障害者手帳を交付されている者であって、所得税及び市町村民税が非課税の者であること。 (8) 条例別表第8号については、児童相談所又は知的障害者更生相談所により知的障害者と判定され、療育手帳の交付を受けた者であって、所得税及び市町村民税が非課税の者であること。((2)に該当する者を除く。) (9) 条例別表第9号については、2級と記載された精神障害者保健福祉手帳を交付されている者であって、所得税及び市町村民税が非課税の者であること。 (10) 条例別表第10号については、5級又は6級と記載された身体障害者手帳を交付されている者であって、所得税及び市町村民税が非課税の者であること。 (11) 条例別表第11号については、3級と記載された精神障害者保健福祉手帳を交付されている者であって、所得税及び市町村民税が非課税の者であること。			
変更日 平成17年4月1日 変更日 平成23年11月30日 変更日 平成28年4月1日 変更日 平成30年4月1日			

福祉 5 - 2

許認可等の内容	受給者証の交付		
根拠法令及び条項	鳥取市特別医療費助成条例第7条第1項		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 「医療費の助成」の審査基準を準用する。			

福祉 5 - 3

許認可等の内容	一部負担金相当額の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市特別医療費助成条例施行規則第4条		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 1 震災、風水害、火災等の災害により財産について著しい損害を受け、世帯の生計を主として維持するものが死亡、心身に重大な障害を受け、又は長期間の入院等により一部負担金の支払いが困難と認められる場合であること。 2 1の事由に該当することが明らかにすることができる書類を添付することを求めたとき、その書類が提出されること。 変更日 平成20年4月1日			

許認可等の内容	受給者証の更新交付		
根拠法令及び条項	鳥取市特別医療費助成条例施行規則第7条第1項		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	1日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 「医療費の助成」の審査基準を準用する。 なお、受給資格証の有効期限終了前30日までに特別医療受給資格証更新申請書を提出すること。 変更日 平成20年4月1日			

許認可等の内容	受給資格の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市敬老年金支給条例第5条		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	21日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 敬老年金の受給資格の認定は、次の事項を満たしているときに行うものとする。 1 老齢福祉年金の受給権を有していること。 2 老齢福祉年金の支給停止についての老齢福祉年金決定通知書が交付されていること。 3 鳥取市内に住所を有すること。			

福祉 5-6

許認可等の内容	出産育児一時金の支給		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例第5条の2第1項		
担当課	保険年金課	処分権者	市長
標準処理期間	20日	設定日	平成8年4月1日
審査基準			
1 出産した被保険者の属する世帯の国民健康保険の世帯主であること。 この場合の世帯主は、昭和26年7月9日付け保発第56号における「主として生計を維持する者であって、国民健康保険の保険料又は国民健康保険税の納付義務者として社会通念上妥当と認められる者」である。 2 被保険者が他の被用者保険から出産に関する給付を受ける権利を有していないこと。 すなわち、被保険者が資格を取得してから6か月以内に出産したときは、資格取得前に資格を有していた最後の被用者保険から給付を受けられる場合があるため、それに該当しないこと。			
変更日 令和7年9月26日			

福祉 5-7

許認可等の内容	葬祭費の支給		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例第6条		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	1 月	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 1 死亡したのが被保険者であること。 2 給付を受ける者が葬祭を行った者であること。 3 被保険者が他の被用者保険から葬祭に関する給付を受ける権利を有していないこと。			
変更日 平成26年4月1日			

許認可等の内容		保険料の減免	
根拠法令及び条項		鳥取市国民健康保険条例第 23 条第 1 項第 1 号	
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	1 月	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
徴収猶予をしたとしてもなお保険料の支払能力が回復する見込のない場合に次のとおり保険料を減免する。なお、災害等により鳥取市国民健康保険条例第 23 条第 2 項に規定する日までに申請が困難であると市長が認めた場合は、その理由が発生した日の属する月から、月割によって算定される賦課額を減免の対象額とすることができる。			
理由	適 用 範 囲	減免率	
災害・盗難	1 災害又は盗難によって資産等の 80%以上を損失したと認められる場合	／	10 — 10
	2 災害又は盗難によって資産等の 50%以上を損失したと認められる場合	／	6 — 10
	3 災害又は盗難によって資産等の 30%以上を損失したと認められる場合	／	3 — 10
	4 災害又は盗難によって資産等の 10%以上を損失したと認められる場合	／	1 — 10
廃疾病	1 世帯主が廃疾又は長期の疾病で家族にも所得がなく、生活困難と認められる場合	応能割	10 — 10
	2 世帯主又は家族が疾病のため、継続して多額の医療費等を支出し、世帯の所得がわずかで生活困難と認められる場合	応能割	7 8 — ～ — 10 10
	3 世帯主又は家族が疾病のため、継続して多額の医療費等を支出し、生活困難と認められる場合	応能割	3 5 — ～ — 10 10
失廃業	1 世帯主又は最多所得者が失業し、他に収入がなく生活が極めて困難、及び廃業して収入がなく生活が極めて困難と認められる場合	応能割	10 — 10
	2 世帯主又は最多所得者が失業し、雇用保険金で生活を維持することが非常に困難、及び廃業して収入が著しく減少し、生活が非常に困難と認められる場合	応能割	7 8 — ～ — 10 10
	3 世帯主又は最多所得者が失業し、雇用保険金で生活を維持することが困難、及び廃業して収入が著しく減少し、生活が困難と認められる場合	応能割	3 5 — ～ — 10 10
所得の減少	1 退職等により所得が著しく減少し、賦課の基礎となった所得金額の 30%程度以下と認められ、生活困難と認められる場合	所得割	3 5 — ～ — 10 10
生活困窮	1 生活困窮により、最低生活の維持が極めて困難な状態にあると認められる場合	／	10 — 10
	2 生活困窮により、最低生活の維持が非常に困難な状態にあると認められる場合	／	7 8 — ～ — 10 10
	3 生活困窮により、最低生活の維持が困難な状態にあると認められる場合	／	1 5 — ～ — 10 10
給付制限	1 国民健康保険法第 59 条による給付制限を受けることとなった場合		10 — 10
その他	1 上記に類する状態にあると認められる場合		上記に準ずる
新型コロナウイルス	1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯	／	10 — 10
	2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の		

感染症の影響	事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する世帯 (ア) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の該当事業収入等の額の10分の3以上であること。 (イ) 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。 (ウ) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。		備考1 により 算定し た率
--------	---	--	-------------------------

【備考】

1 新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免額の算定

表1で算出した対象保険料額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免する。

表1

対象保険料額＝A×B／C
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額 B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

表2

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込

まれるため、保険料の減免を行う必要がある場合には、次の(ア)及び(イ)により合計所得金額を算定する。

(ア) 表 1 の C の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用いる。

(イ) 表 2 の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いる。

2 新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和 4 年度相当分の保険料であって、令和 4 年度末に資格を取得したこと等により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災被災者に係る保険料の減免については、上記にかかわらず、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について（令和 4 年 7 月 1 日付け保国発 0701 第 2 号）」によることができる。

変更日 平成 23 年 11 月 30 日

変更日 平成 24 年 7 月 11 日

変更日 令和 2 年 6 月 10 日

変更日 令和 3 年 4 月 1 日

変更日 令和 4 年 4 月 1 日

変更日 令和 5 年 4 月 1 日

福祉 5－9

許認可等の内容	保険料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例第 23 条第 1 項第 2 号		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 月	設 定 日	平成 20 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
1 保険料の減免は、条例第 23 条第 1 項第 2 号の規定に該当するかどうか審査し、決定する。具体的には、次のすべての事項を満たすときに行うものとする。			
(1) 被保険者の資格を取得した日において 65 歳以上であること。			
(2) 条例第 23 条第 1 項第 2 号イの(ア)から(オ)までに規定する被用者保険の被扶養者であったことが明らかにできる書類が添付されていること。			
(3) 均等割額の減免については、被保険者の属する世帯が、条例第 18 条第 1 項第 1 号の規定に基づく 7 割軽減又は同項第 2 号の規定に基づく 5 割軽減に該当する世帯でないこと。			
(4) 平等割額の減免については、被保険者の属する世帯が、条例第 18 条第 1 項第 1 号の規定に基づく 7 割軽減若しくは同項第 2 号の規定に基づく 5 割軽減に該当する世帯又は国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 9 号イに規定する特定世帯に該当する世帯でないこと。			
2 減免率			
(1) 所得割額の減免率は、10/10 とする。			
(2) 均等割額の減免率は、5/10 とする。			
(3) 平等割額の減免率は、5/10 とする。			
(4) 上記(2)の減免については、条例第 18 条第 1 項第 3 号の規定に基づく 2 割軽減に該当する世帯である場合には、その軽減額と合わせて 5/10 とするものとする。			
(5) 上記(3)の減免については、条例第 14 条第 4 号ウの規定に基づく特定継続世帯若しくは条例第 18 条第 1 項第 3 号の規定に基づく 2 割軽減に該当する世帯又はそのいずれにも該当する世帯である場合には、その軽減額と合せて 5/10 とするものとする。			
変更日平成 30 年 4 月 1 日			

許認可等の内容	一部負担金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例施行規則第 10 条		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 23 年 4 月 1 日
審 査 基 準 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項の規定による一部負担金の全部又は一部の減額免除、又は支払の猶予（以下「一部負担金の減額等」という。）について、次の事項について審査し、決定する。 第 1 対象者 法第 42 条第 1 項に規定する一部負担金の支払義務を負う世帯主で、次に掲げる事項をすべて満たす者に対して行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。 (1) 世帯の生計主体者が、次に掲げるいずれかの事由により生活が著しく困難となった場合で、一部負担金を支払うことが困難であると認められること。 ア 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。 イ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。 ウ ア及びイに掲げる事由に類する事由があったとき。 (2) 当該世帯に属する者のうち、労働能力を有する者がすべて就労又は就労に向けての活動をしていること。 (3) 当該世帯に属する者が、疾病等のため入院が必要と診断されたこと。 (4) 納期の到来している国民健康保険料を完納していること。 第 2 生活困窮の程度 生活が著しく困難であることの認定は、世帯主及び当該世帯に属する者（被保険者以外の者を含む。）（以下「世帯主等」という。）の、減免の申請のあった日の属する月の直前 3 月間の 1 月当り平均収入額が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定の適用があるものとして同法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助について同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に 1000 分の 1155（ただし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間については 870 分の 990 とする。）を乗じて得た額（以下「基準額」という。）以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金等（向こう 3 月の収入見込みを含む。）の合計額が基準額の 3 か月分に相当する額以下の場合で、生活保護の医療扶助を受けることができない事情がある場合とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。 第 3 一部負担金の減額等の割合及び期間 一部負担金の減額等の割合及び期間については、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。 (1) 減額について ア 割合は 5 割とする。 イ 申請は 1 月単位の更新制とし、申請のあった日の属する月から起算して 12 月の間に 3 月までを限度として減額を行う。 (2) 徴収猶予について ア 割合は 5 割とする。 イ 徴収猶予期間は、診療を受けた日から 6 月以内とする。 ウ 申請は 1 月単位の更新制とし、申請のあった日の属する月から起算して 12 月の間に 3 月までを限度として徴収猶予を行う。 (3) 免除について 国からの通知により免除を求められている場合で市長が特に必要と認めるとき。			
変更日 令和 2 年 4 月 1 日			

福祉 5－11

許認可等の内容	高額療養費の貸付けの承認		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険高額療養費貸付規則第7条		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 月	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 1 貸付の適否 次のいずれにも該当するかどうか審査し、決定する。 (1) 国民健康保険法第 57 条の 2 に規定する高額療養費が支給される見込みであることが同規則第 6 条に規定する書類により確認できること。 (「見込みである」とは、高額療養費の支給・不支給及びその額は当該診療報酬の審査を経て確定するものであり、診療月後通常 2 か月の期間を必要とするため。) (2) 過去の貸付金が償還されており、かつ、高額療養費の申請がなされていて、償還予定とされていること。 2 貸付額の決定 貸付金額は、1 万円以上（1 万円未満は貸付しない。）1 万円単位で、前出の高額療養費の 10 分の 9 の額を限度として申込金額の範囲内で決定する。 変更年月日 平成 23 年 4 月 1 日			

福祉 5－12

許認可等の内容	使用料及び手数料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例第 6 条		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審査基準を設定しない理由 具体的な審査基準を設定することが困難なので、個々の申請理由を公正に判断して審査する。			

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例第7条第1項第4号		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可は、診療所で当該行為を行う必要性があり、かつ、診療所の用途、目的を妨げないと認められるかどうかについて審査し、決定する。			

許認可等の内容	徴収予定額の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市未熟児養育医療及び結核児童療育の給付に要する費用の徴収に関する規則第6条第2項		
担 当 課	保険年金課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 25 年 4 月 1 日
審 査 基 準 徴収予定額の減免は、規則第6条第2項の規定により、徴収予定額がその被徴収者の負担能力に対して過重であるかどうかについて審査し、決定する。具体的には次のとおりとする。 - 震災、風水害、火災その他これらに類する災害及び盗難（以下「災害等」という。）の場合 - 災害等による損害額が被措置者及び扶養義務者の年間収入を上回る場合 全免 (1)以外の場合被措置者及び扶養義務者の年間収入額から損害額を控除した額により市町村民税額等に改める額を推計し、階層区分を変更のうえ減額後の額を決定する。 - 扶養義務者の疾病、死亡、障害、失業、廃業、不作及び不漁（以下「疾病等」という。）により、世帯の負担能力に著しい変動が生じた場合 疾病等による変動後の被措置者及び扶養義務者の年間収入額から市町村民税額等を推計し、階層区分を変更のうえ減額後の額を決定する。 - その他市長が特に必要と認める場合 被徴収者からの申請により、1 及び 2 に準じて算定するものとする。 なお、1 から 3 までの事由に該当することを明らかにすることができる書類を市長が求めたときは、当該書類を提出すること。 変更日 平成 30 年 4 月 1 日 変更日 令和 2 年 3 月 1 日			

